



平成 20 年 11 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 代表取締役副社長 四元 衆
(TEL 03 - 5217 - 0723)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 20 年 12 月 19 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会に下記のとおり会社法第 236 条、同第 238 条及び同第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行することについての承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 スtock・オプションとして特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上や健全な経営による企業価値の増大及び株主重視の経営意識を高めることを目的として当社の取締役、監査役及び執行役員に対して、以下の要領でストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2 スtock・オプションの内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役および執行役員合計 23 名に対し割当てするものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 5,000 株(上限)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の数の上限

5,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株数」という。)は当社普通株式 1 株とする。ただし、上記 2. (2) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 2 年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役または執行役員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、

定年退職により地位を失った場合または当社取締役会が正当と認めた場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権の質入れ、相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- ③ その他の条件については、第7期定時株主総会および新株予約権発行に関する当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定める場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

上記⑥に準じて決定する。

リ 新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得の事由および取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取

得することができる。

- ② 本件新株予約権は、新株予約権者が(7)①および②に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権の割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の22本邦営業日)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)が、一度でも行使価額の50%相当額を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡はできないものとする。

(11)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(12)新株予約権の割当日

当社第7期定時株主総会承認後、当社取締役会において定めるものとする。

(13)新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しないものとする。

(注) 上記の内容については、平成20年12月19日開催予定の当社第7期定時株主総会において、「取締役、監査役及び執行役員に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上